

6 取 信 第 3 号
平成 6 年 2 月 16 日

通商産業局商工部長 殿

通商産業省産業政策局取引信用室長

割賦販売法に基づく許可事業者に対する指導監督について

上記につきましては、日頃、立入検査をはじめとする事業者に対する指導監督にご尽力いただいているところですが、消費者保護の観点からなお一層の充実を図る必要があり、今後下記によられますようお願ひいたします。

記

1. 許可事業者に対する立入検査については、最近の財務内容及び消費者相談に関する情報に照らして問題となる事業者を重点的に実施するとともに、各検査対象事業者について定期的に検査が行われるよう、立入検査実施計画を策定すること。
2. 立入検査における問題指摘は書面によることを励行し、改善報告書の徴収により改善状況の事後確認を行うこと。
3. 定期報告等法令に基づく報告徴収の徹底を図ること。

4. 都道府県が行う立入検査についても、上記1から3に沿うよう都道府県を指導すること。
5. みなし許可事業者に対し、許可取得に向けての経営改善を指導するとともに、許可取得意欲のない業者及び許可取得の見通しの立たない業者への廃業指導を強化すること。